

自動販売機設置に係る市有財産有償貸付契約書（案）

刈谷市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇（以下「借受人」という。）は、次の条項により市有財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人、借受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

貸付物件名	設置場所	所在地	設置台数	貸付面積

（用途の指定）

第3条 借受人は、貸付物件を「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「共通仕様書」及び「特記仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年10月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約の更新）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間満了時において、本契約の更新又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額

金【落札価格】円に電気料金の実費相当額を加算した額

（貸付料の支払い）

第7条 借受人は、前条に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 貸付料のうち、金【落札価格】円は、次に掲げるとおり支払うものとする。

年度	納付金額（円）	納入期限
令和7年度	【落札価格×0.33】	令和7年10月末
令和8年度	【落札価格×0.67】	令和8年4月末

3 貸付料のうち、電気料金の実費相当額は、当該年度分を翌年度の当初月末までに支払うものとする。ただし、令和8年度分については、令和9年4月末までに支払うものとする。

（延滞金）

第8条 借受人は、前条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料を納入しなかったときは、延滞金を貸付人に支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、納付すべき金額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に当該納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 前項に規定する延滞金は、100円未満の端数があるとき又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（充当の順序）

第9条 借受人が貸付料及び延滞金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第10条 契約保証金は、免除とする。

（契約不適合）

第11条 借受人は、この契約締結後、貸付物件について種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、貸付料の減免及び損害賠償及び修繕費等の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第12条 借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（維持補修）

第13条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第15条 貸付人は、貸付物件について使用状況及び販売状況を調査するため、借受人に対し報告又は資料の提出を随時求めることができる。

2 貸付人は、借受人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら実地調査し、借受人に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 借受人は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠ったり、拒んだりしてはならない。

(違約金)

第16条 借受人は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

(1) 第3条及び第14条に定める義務に違反した場合は、貸付料年額に相当する額の3倍の額

(2) 前号に掲げる違反のほか、本契約書に定める義務に違反した場合は、貸付料年額に相当する額

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

(1) 借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため

貸付物件を必要とするとき。

(3) 借受人の事業の存続が困難であると貸付人が認めたとき。

(4) 借受人に、社会的に著しく信用を欠く行為があったと貸付人が認めたとき。

(5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(6) 借受人が貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると貸付人が認めたとき。

(7) 前各号に準じる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 貸付人は、借受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、借受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、借受人に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、借受人に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決(独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(4) 借受人が、公正取引委員会が借受人に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 借受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40

年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(6) 借受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 借受人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じて、貸付人は、その責を負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(５) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(６) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(原状回復)

第 20 条 借受人は、第 4 条に定める貸付期間が満了したとき、又は前 3 条の規定により契約が解除されたときは、貸付人が指定する日までに貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状に回復する必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第 21 条 既に徴収した貸付料は返還しない。ただし、貸付人は、第 17 条第 2 号の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償)

第 22 条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第 23 条 借受人は、貸付期間が満了し、又はその他の理由によりこの契約が終了した場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。ただし、第 17 条第 2 号の場合においては、この限りでない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人の協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に係る訴訟については、刈谷市を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として、本書を2通作成し、貸付人、借受人の記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

貸付人 刈谷市東陽町1丁目1番地
刈 谷 市
代表者 刈谷市長 稲 垣 武

借受人